

保存版

平成30年4月改定

年度更新手続きのしおり

(一人親方等・特定作業従事者団体用)

岩手労働局総務部労働保険徴収室

目 次

1. 提出書類について	1
2. 一人親方名簿の作成	2
3. 給付基礎日額変更申請書の作成	3
4. 特別加入保険料の算定	4
第二種特別加入保険料率表	6
特別加入保険料算定基礎額表（月割早見表）	7
5. 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」の作成	8
6. 確定保険料の申告及び納付	9
7. 概算保険料の申告及び納付	10
8. 「保険料申告書内訳」の作成	10

1 提出書類について

一人親方等団体の特別加入者の労働保険年度更新手続きに係る関係書類の提出先及び提出期限等は以下のとおりです。

関係書類については、期限までに提出されないと給付基礎日額の変更承認が受けられない場合や、保険給付が受けられない場合がありますので、提出期限は厳守願います。

なお、労働保険事務組合に事務を委託している場合は、労働保険事務組合を通じて手続きをすることになりますので、事務を委託している労働保険事務組合にご確認ください。

書類名	作成部数	提出部数	提出先	提出期限
①一人親方等名簿	3部	2部	所轄労働基準監督署	7月10日
②給付基礎日額変更申請書 (特様式第2号)	2部	1部	所轄労働基準監督署	7月10日
③特例加入保険料算定基礎額 特例計算対象者内訳 (別紙様式第1号)	2部	1部	所轄労働基準監督署 又は労働保険徴収室	7月10日
④保険料申告書内訳	労働保険事務組合に委託している団体のみ			
⑤労働保険概算・確定保険料 申告書	1部	1部	金融機関(同時納付の場合のみ) 所轄労働基準監督署 又は労働保険徴収室	7月10日

※ 提出期限については、7月10日が土・日曜日の場合、翌月曜日(7月11日又は7月12日)となります。

上記①から④まで及び「特別加入に関する変更届」等は厚生労働省又は岩手労働局のホームページからダウンロードすることができます。

2 一人親方名簿の作成

一人親方名簿は、前年度から引き続き新年度も加入する者及び新年度から新たに特別加入する者をまとめて名簿を作成します。

※作成上の留意点

- ① 一人親方名簿の整理番号は再度使用することなく、脱退した者の整理番号は欠番とし、新たに加入した者の整理番号新規の番号を付与して作成してください。
- ② 一人親方名簿の表紙下欄に記載してある「注意」をよくお読みください。
- ③ 一人の親方名簿の「希望する給付基礎日額」欄については、新年度の給付基礎日額を記載してください。

一人親方名簿									
労働保険番号		府県	所掌	管轄	基幹番号			枝番号	
031016		X	X	X	X	X	X	0	0
住所		モリオカシ〇〇チョウイッチョウXX-XX							
(フリガナ) 住 所		盛岡市〇〇町一丁目X-XX							
団体名		〇〇チョウチイケンセツロウサイホケンクマイ							
(フリガナ) 団体名		〇〇町地域建設労災保険組合							
代表者の氏名		組合長 △村 △郎							
担当者		所属部所		総務課 総務係					
(フリガナ) 氏名		△カワ △コ		△川 △子					
<p>【注意】</p> <p>イ、「法第33条第3号に掲げる者との関係」欄には、団体の構成員が行う事者についてその構成員との続柄を記入すること。</p> <p>ロ、指定農業機械作業従事者の場合は、「業務又は作業の内容」欄に各する機械名を厚生労働大臣指定の機械の中から記入すること。</p> <p>ハ、整理番号は再度使用することなく、脱退した者の整理番号は欠番とし、新たに加入した者の整理番号は、新規の番号で記入すること。(特別加入申請書同じ)</p>									

整理番号	(フリガナ) 特別加入予定者の氏名	法第33条第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容	希望する給付基礎日額
1	〇タ 〇ロウ 〇田 〇郎	本人	木造建築作業	16,000
2	〇オカ 〇ヤ 〇岡 〇也	"	土木及び建築作業	14,000
3	〇イシ 〇オ 〇石 〇男	"	木造家屋建築作業	12,000
4	〇ムラ 〇タ 〇村 〇太	"	建築物解体作業	14,000
5	〇フジ 〇ロウ 〇藤 〇郎	"	土木建設作業	16,000
6	〇セキ 〇ロウ 〇関 〇郎	"	土木建設作業	16,000
8	〇ト 〇スケ 〇戸 〇助	"	木造建築作業	16,000
10	〇ワタリ 〇ヤ 〇渡 〇弥	"	木造及び鉄筋鉄骨建築作業	14,000
12	〇ノ 〇オ 〇野 〇雄	"	土木及び建築作業	14,000
13	〇ムラ 〇コ 〇村 〇子	4の妻	建築物解体作業	14,000
15	〇タカ 〇イチ 〇高 〇一	本人	建築とび作業	16,000
18	〇タ 〇キチ 〇田 〇吉	1の長男	木造建築作業	16,000
19	〇ハタ 〇ヒロ 〇幡 〇宏	本人	建築設備(電気)工事業	12,000
20	〇セキ 〇ミ 〇関 〇美	6の長女	土木建設作業	16,000

3 給付基礎日額変更申請書の作成

既に承認を受けた給付基礎日額について、変更の希望がある場合には、以下の期間中に「給付基礎日額変更申請書」（特様式第2号）の提出が必要となります。なお、当該期間中以外での変更申請は認められませんのでご注意ください。

- ① 前年度の3月2日から3月31日の間
- ② 年度更新期間（6月1日から7月10日の間）

注1：②の期間での申請の場合、変更を希望した特別加入者が4月1日から「給付基礎日額変更申請書」を行政が受付した日までに災害が発生した場合は、その特別加入者の給付基礎日額変更は認められませんのでご注意ください。

注2：①の期間に給付基礎日額変更の申請をした特別加入者が②の期間中に再度給付基礎日額の変更申請をすることはできません。

なお、一人親方名簿の「希望する給付基礎日額」に変更後の給付基礎日額を記載するのみでは給付基礎日額の変更は認められません。必ず「給付基礎日額変更申請書」を提出してください。

また、給付基礎日額は、保険料の算定基礎となるばかりでなく、万が一保険給付を受ける事態が発生した場合の保険給付額の基礎となるものです。

給付基礎日額は、特別加入者の所得水準に応じた適正な額を申請することとされており、所得水準の調査を行った結果、所得水準と比較して著しく低水準又は高水準な額で申請していると判断される場合には、適正と認められる額に決定することとなりますので、給付基礎日額は適正な額で申請されますようご留意願います。

労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書 (特別加入)

申請の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

申請年月日 平成XX年 3月 25日

電話番号 020 XXXX 電話番号 019 999 XXXX

住所 盛岡市〇〇町一丁目X-X

保険加入者の氏名 〇〇町地域建設労災保険組合 組合長 △村 △郎 (本人または家族)

下記のとおり給付基礎日額の変更を申請します。(1段の内1段目)

※ 変更番号	変更を希望する特別加入者の氏名	現在の給付基礎日額	今回希望する給付基礎日額
5	○藤 ○郎	14,000	16,000
10	○渡 ○弥	18,000	14,000

(注意) 1. 変更を希望する特別加入者が複数あり氏名順に記載することであり、場合は、総額を付して記載すること。
2. 「特別加入者の氏名」の欄は、記載欄に付すことにより、自願による変更を申請することができます。

4 特別加入保険料の算定

(1) 特別加入保険料の基本的な考え方

既に承認を受けた給付基礎日額により算定される保険料算定基礎額（「特別加入保険料算定基礎額表」（7 頁）を参照。）に、第二種特別加入保険料率（「特別加入保険料率表」（6 頁）を参照。）を乗じて得た額が年間の特別加入保険料となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率 1000 分の 18）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が 12,000 円の場合（加入月数 12 か月）。

保険料基礎額 4,380,000 円

$4,380,000 \text{ 円} \times 18 / 1000 = \underline{78,840 \text{ 円}}$ …特別加入保険料

(2) 特別加入保険料の特例計算（月割計算）の考え方

年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者で、届出により承認を受けた者の保険料については、特例として特別加入期間の月数に応じた特例計算（月割計算）が認められています。

特例計算（月割計算）の方法は次のとおりです。

- ① 保険料算定基礎額を 12 で除します。なお、円未満の端数がある場合は、これを 1 円に切り上げます。（「特別加入保険料算定基礎額表」中の「1 か月あたりの保険料算定基礎額」を参照。）
- ② ①で得た額に加入月数（1 か月未満の期間がある場合は、これを 1 か月に切り上げます。）
- ③ ②で得た額（千円未満は切り捨て。）に、第二種特別加入保険料率を乗じます。これにより得た額が、特例計算（月割計算）保険料となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率 1000 分の 18）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が 14,000 円の場合であって、年度途中（10 月 16 日）で脱退した場合の特別加入保険料。

保険料基礎額 5,110,000 円

① $5,110,000 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 425833.33\dots = 425,834$ （円未満切り上げ）

② $425,834 \times 7 \text{ か月} = 2,980,838 \text{ 円}$

→ 2,980,000 円（千円未満切り捨て）

③ $2,980,000 \text{ 円} \times 18 / 1000 = \underline{53,640 \text{ 円}}$ …特別加入保険料

(3) 特別加入者が複数いる場合の保険料の計算のしかた

特別加入者が複数いる場合の保険料については、特別加入者それぞれの保険料算定基礎額を合計し、この合計の千円未満の端数を切り捨てた額に第二種特別加入保険料率を乗じて得た額となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率 1000 分の 18）に係る、下記の特別加入者 3 名の特別加入保険料。

Aさん：1年間を通じて特別加入（給付基礎日額 16,000 円）

Bさん：10月31日に脱退（給付基礎日額 14,000 円）

Cさん：11月1日から新規加入（給付基礎日額 10,000 円）

(1) 各人の保険料算定基礎額を算出します。

Aさん：5,840,000 円…①

Bさん：2,980,838 円 $((5,110,000 \text{ 円} \div 12) \times 7 \text{ か月}) \dots ②$

Cさん：1,250,835 円 $((3,650,000 \text{ 円} \div 12) \times 5 \text{ か月}) \dots ③$

(2) 上記 3 名の保険料算定基礎額を合計します。

①+②+③=10,341,673 円

(3) 上記合計額の千円未満を切り捨てた額に第二種特別加入保険料率を乗じて得た額が特別加入保険料となります。

$10,341,000 \text{ 円} \times 18/1000 = \underline{186,138 \text{ 円}}$

第二種特別加入保険料率表

(平成30年4月1日改定)

事業又は作業の種類 の番号	特別加入の種類	保険料率 (1000分の)	改定前 (27~29年度)
特1	自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業 (個人タクシー、個人貨物運送業者)	12	13
特2	土木、建築、その他の工作物の建設、改造、保存、現状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業 (建設業の一人親方)	18	19
特3	漁船による水産動植物の採捕の事業(船員法第1条に規定する船員が行う事業を除く。) (漁船による自営業者)	45	46
特4	林業の事業 (林業の一人親方)	52	52
特5	医薬品の配置販売の事業 (医薬品の配置販売業者)	7	7
特6	再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業 (再生資源取扱業者)	14	14
特7	船員法第1条に規定する船員が行う事業 (船員法第1条に規定する船員が行う事業)	48	49
特8	農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の事業であって、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの (指定農業機械従事者)	3	3
特9	国又は地方公共団体が実施する求職者を作業環境に適應させるための訓練として行われる作業 (職場適応訓練受講者)	3	3
特10	プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を利用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業又は、研削盤若しくはパフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの (金属等の加工、洋食器加工作業)	15	16
特11	家内労働者 有機溶剤等を用いて行う作業であって、化学物質製、革製若しくは布製の履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの (履物等の加工の作業)	6	7
特12	労働者 粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該釉薬若しくは絵付けを行ったものの焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの (陶磁器製造の作業)	17	17
特13	動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業 (動力機械による作業)	3	4
特14	木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの (仏壇、食器の加工の作業)	18	18
特15	国又は地方公共団体が実施する求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であって事業主又は事業主団体に委託されるもの(厚生労働大臣が指定するものに限る。)として行われる作業 (事業主団体等委託訓練従事者)	3	3
特16	農業(経営耕地面積が2ヘクタール以上又は1年間における農業生産物(畜産及びの養蚕に係るものを含む。)の総販売額が300万円以上の規模のもの)の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜(家さん及びみつぱちを含む。)若しくは蚕の飼育の作業であって、次のいずれかに該当するもの。①動力により駆動される機械を使用する作業、②高さが2m以上の箇所における作業、③酸素欠乏危険場所における作業、④農薬の散布の作業、⑤牛・馬又は豚に接触のおそれのある作業 (特定農作業従事者)	9	9
特17	常時労働者を使用しない労働組合等の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であって、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの (労働組合等常勤役員)	3	4
特18	「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの (介護作業従事者)	5	6

(※ は料率の変更があったもの。)

特別加入保険料算定基礎額表（月割早見表）

給付基礎 日額	年間保険料 算定基礎額	1か月あたりの 保険料算定基礎額	加入期間別の保険料算定基礎額											
			2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月		
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587		
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000		
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837		
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674		
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500		
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337		
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174		
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000		
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837		
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250		
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674		
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087		
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500		
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924		
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337		
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049		
3,000	1,095,000	91,250	182,500	273,750	365,000	456,250	547,500	638,750	730,000	821,250	912,500	1,003,750		
2,500	912,500	76,042	152,084	228,126	304,168	380,210	456,252	532,294	608,336	684,378	760,420	836,462		
2,000	730,000	60,834	121,668	182,502	243,336	304,170	365,004	425,838	486,672	547,506	608,340	669,174		

（注1）2,000円～3,000円は家内労働者のみ適用されます。

（注2）特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

5 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」の作成

前記4の(2)により、年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者については、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」(別紙様式第1号)を作成しなければなりません。

この様式は、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して所轄労働基準監督署又は労働保険徴収室に提出(郵送可)してください。

別紙様式第1号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

平成 XX 年度分 1 枚のうち 1 枚目

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	基幹番号					枝番号						
						0	3	1	0	1	6	X	X	X	X	0	0
7	○平 ○夫	14,000 円	XX年4月1日 ~ XX年7月31日	1加入 2脱退、3自動消滅等	4		X	X	X	X						425,834 円	1,703,336 円
16	○西 ○子	16,000 円	XX年4月1日 ~ XX年1月31日	1加入 2脱退、3自動消滅等	10		X	X	X	X						486,667 円	4,866,670 円
19	○幡 ○宏	12,000 円	XX年10月1日 ~ XX年3月31日	1加入 2脱退、3自動消滅等	6		X	X	X	X						486,667 円	2,920,002 円
20	○関 ○美	16,000 円	XX年1月1日 ~ XX年3月31日	1加入 2脱退、3自動消滅等	3		X	X	X	X						365,000 円	1,095,000 円
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		月											円	円
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		月											円	円
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		月											円	円
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		月											円	円
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		月											円	円
計	4 人															10,585,008 円	

上記のとおり報告します。

平成 XX 年 7 月 2 日 郵便番号(020 - XXXX)
電話番号(019 - 999 - XXXX)

岩手 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住 所 盛岡市〇〇町一丁目X-XX

事業主 記名押印又は署名

氏 名 〇〇町地域建設労災保険組合 之代書印

組合長 △村 △郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

6 確定保険料の申告及び納付

確定保険料は、前年度（4月1日から翌3月31日まで）の期間中に継続して加入していた者、年度途中で新規加入した者及び年度途中で特別加入者でなくなった者に係る保険料を計算して、前年度に納付された概算保険料を精算するものです。

精算の結果、前年度に納付された概算保険料より確定保険料が多い場合には、その差額を（新年度保険料と合わせて）納付することになります。また、納付された概算保険料より確定保険料が少ない場合には、その差額を新年度概算保険料に充当するか、還付することになります。

保険料の計算方法については、前記4を参照してください。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（表面）

労働保険 概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

提出用

平成 年 月 日

あて先 〒 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階 岩手労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 継続事項番号 入力標準コード

① 区分 ② 保険料・拠出金算定基礎額 ③ 保険料・拠出金率 ④ 確定保険料・一般拠出金額 (②×③)

① 区分	② 保険料・拠出金算定基礎額	③ 保険料・拠出金率	④ 確定保険料・一般拠出金額 (②×③)
労働保険料 (労災+雇用)	85775	19.00	1629725
労働保険分	85775	19.00	1629725
雇用保険分			
高年齢労働者分			
保険料算定対象者分			
一般拠出金			

① 区分 ② 保険料算定基礎額の見込額 ③ 保険料率 ④ 概算保険料額 (②×③)

① 区分	② 保険料算定基礎額の見込額	③ 保険料率	④ 概算保険料額 (②×③)
労働保険料 (労災+雇用)	87600	18.00	1576800
労働保険分	87600	18.00	1576800
雇用保険分			
高年齢労働者分			
保険料算定対象者分			

⑤ 申告済概算保険料額 1,636,660

⑥ 申告済概算保険料額

⑦ 逆引額 (イ) 充当額 6,935 (ロ) 不足額

⑧ 増加概算保険料額 (⑤の(イ)-⑦)

⑨ 加入番号

⑩ 期別納付額

⑩ 期別納付額	⑪ 労働保険料 (⑩の(イ)-先着以降の円未満の角を切り落とす)	⑫ 労働保険料 (⑩の(イ)-先着以降の円未満の角を切り落とす)	⑬ 労働保険料 (⑩の(イ)-先着以降の円未満の角を切り落とす)	⑭ 労働保険料 (⑩の(イ)-先着以降の円未満の角を切り落とす)	⑮ 労働保険料 (⑩の(イ)-先着以降の円未満の角を切り落とす)
第1期	525,600	6,935	518,665	518,665	518,665
第2期	525,600				
第3期	525,600				

⑯ 加入している (イ) 労働保険 (ロ) 特種事業 (ハ) 該当する

⑰ 所在地

⑱ 名称

⑲ 事業又は作業の種類 建設業の一人親方

⑳ 020-XXXX 019 1999-XXXX

㉑ 盛岡市〇〇町一丁目X-XX

㉒ 〇〇町地域建設労災保険組合

㉓ 組合長 △村 △郎

㉔ 印

7 概算保険料の申告及び納付

概算保険料は、引き続き継続して特別加入する者及び新たに特別加入する者に係る保険料を計算して、納付するものです。

概算保険料が20万円以上になった場合には、3回に分割して納付が認められています。これを「保険料の延納」といいます。保険料の延納を希望する場合には、「労働保険概算・確定保険料申告書」の「⑰延納の申請」欄に『3』を記入の上、「⑱期別納付額」欄の第1期から第3期の納付額を計算して記入してください。

概算保険料が20万円未満の場合には、保険料の延納は認められませんので一括して納付することになりますが、労働保険事務組合に事務処理を委託している一人親方等団体については、概算保険料が20万円未満であっても保険料の延納が認められています。

8 「保険料申告書内訳」の作成

(一人親方等団体から事務処理の委託を受けている労働保険事務組合のみ)

「保険料申告書内訳」(組様式第6号(乙))は、労働保険概算・確定保険料申告書に記載する申告額の内訳を記入するものです。

労働保険事務組合が作成し、前記5と同様、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して提出することになります。

組様式第6号(乙)									
平成 XX 年度確定 平成 XX 年度概算 保険料申告書内訳								1 枚のうち 1 枚目	
(第2種特別加入保険料)									
① 労働 保険 番号 の 枝 番号	② 事業(団体)の名称	③ 業種	④ 特別加 入者数	平成XX年度確定保険料			平成XX年度概算保険料		
				⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)
				千円	円	千円	円	千円	円
001	〇〇地域建設従事者組合	特2	18	95,082	19	1,806,558	84,680	18	1,524,240
002	〇〇地区建設業労災組合	特2	11	59,860	19	1,137,340	59,860	18	1,077,480
003	〇〇地域建設土木労災保険組合	特2	14	76,650	19	1,456,350	81,760	18	1,471,680
合 計				231,592		4,400,248	226,300		4,073,400

提出用

※ 職業適応訓練、委託訓練に係る特別加入団体にあつては、「賃金総額内訳書」及び「特別加入者名簿」を労働保険概算・確定保険料申告書に添付してください。